

平成 23 年東北地方太平洋沖地震等に伴う被災者に対する住居対策（案）

建設部管理課

市では、平成 23 年 3 月 11 日に発生した平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震等により甚大な被害を受けており、被災者の住宅を緊急的に確保ため、市営住宅の空き室を活用し、公営住宅の目的外使用により当該者の市営住宅への入居を認めるものとする。

1. 対象となる市営住宅

特別住宅 28 戸・・・・・・別紙のとおり

2. 入居対象者

- (1) 被災者が市内に住所を有し、かつ被災時に現に居住していたこと。
- (2) 災害による住宅の被害の程度が、リ災証明書（伊達市長が証明したものに限る。以下同じ。）において半壊以上のとき、住宅の応急危険度判定において『危険』と判定されたとき、または敷地の崩壊などにより住宅倒壊の恐れがあるとき。
- (3) 被災者が避難先（避難所を除く）を確保することができないとき。

3. 入居条件等

- (1) 使用料、駐車料 無 料
- (2) 敷金、連帯保証人 不 要
- (3) 使用期間 入居した日から 6 ヶ月（ただし 6 ヶ月以内に延長可）
- (4) 共益費及び光熱水費 入居者の実費負担とする。
- (5) 退去時の入居者負担 求めない。

4. 周知方法

広報紙、チラシ及びホームページにより周知を行う。

5. 申込受付（住宅被害調査終了後）

各総合支所又は建設部管理課で申込の受付を行う。

※申込者多数の場合は、抽選とする。

6. 申込書類

- (1) 市営住宅一時使用許可申請書
- (2) 誓約書

※罹災証明書を添付

市営住宅一時使用可能住宅

特別市営住宅

No.	団地名	部屋番号	間 取 り			面積 (㎡)	備 考
1	泉町C	102	2LDK	洋4.5-1室	和6-1室	56.69	
2		103	2LDK	洋4.5-1室	和6-1室	56.62	
3		104	2LDK	洋4.5-1室	和6-1室	57.44	
4		201	3LDK	洋5-2室	和6-1室	68.86	
5		202	3LDK	洋5-2室	和6-1室	69.33	
6		203	3LDK	洋5-2室	和6-1室	68.86	
7		301	3LDK	洋5-2室	和6-1室	68.86	
8		303	3LDK	洋5-2室	和6-1室	68.86	
9	泉町D	103	3LDK	和6-3室		73.89	
10		201	3LDK	和6-3室		73.89	
11		203	3LDK	和6-3室		73.89	
12		303	3LDK	和6-3室		73.89	
13	新田A	204	3LDK	6畳-3室		79.09	
14		205	3LDK	6畳-3室		79.09	
15		301	3LDK	6畳-3室		79.09	
16		302	3LDK	6畳-3室		79.09	
17		305	3LDK	6畳-3室		79.09	
18		306	3LDK	6畳-3室		79.09	
19		102	3LDK	6畳-3室		79.09	
20		103	3LDK	6畳-3室		79.09	
21		106	3LDK	6畳-3室		79.09	
22		201	3LDK	6畳-3室		79.09	
23		202	3LDK	6畳-3室		79.09	
24		206	3LDK	6畳-3室		79.09	
25	谷津J	4	3LDK	6畳-2室	洋4.5-1室	73.8	
26	谷津K	1	2LDK	6畳-1室	洋4.5-1室	63.4	
27		5	3LDK	6畳-2室	洋4.5-1室	73.8	
28		6	3LDK	6畳-2室	洋4.5-1室	73.8	

国住整第168号
平成23年3月12日

各都道府県政令市
公営住宅担当部長 殿

国土交通省住宅局住宅総合整備課長

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震等に伴う
公営住宅等への入居の取扱いについて

平成23年3月11日に発生した平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震等によって、東北、関東、北陸地方を中心とした地域では甚大な被害を受けており、今後、被災者の住宅を緊急に確保する必要があります。

このため、被災者が貴所管の公営住宅、改良住宅、小規模改良住宅（小集落改良住宅を含む。）、更新住宅、高齢者向け公共賃貸住宅及び特定公共賃貸住宅（以下「公営住宅等」という。）への入居を希望した場合における取扱いについては、以下の要領により最大限の配慮をするようお願いします。

なお、貴管内事業主体（政令市を除く。）にもこの旨周知をお願いします。

記

- 被災者の一時的な入居については、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第238条の4第7項に基づく目的外使用許可として入居の許可を行うこと。
入居の条件としては、原則として以下の事項を除いては、公営住宅法、同法施行令及び公営住宅管理条例等を準用すること。
 - 被災者の実情に照らし、適切な入居期限とすること。
 - 収入基準等の入居者資格要件を問わないものとする。
 - 災害による暫定入居として公募除外対象とすること。
 - 入居者の事情により、適宜家賃等の徴収猶予又は減免を行うこと。
- 被災者か否かの判断は、原則として市町村が発行する当該震災に係る罹災証明書等により行うこと。
- 一時的な入居を行った者について、公営住宅法等の入居者資格要件に該当する者については、必要に応じて、災害による特定入居として正式入居とすること。
- 貴事業主体における被災者の受入れについては、被災地域の地方公共団体及び事業主体と緊密な連携を図り、被災者の公営住宅等への入居に遺憾なきよう取り扱われたい。
- 被災者の一時的な入居の取扱いについては、大規模災害時における公営住宅等の一時使用に係る標準許可申請書について（平成19年8月9日付け国住備第38号）の趣旨を踏まえ、被災者の負担の軽減に最大限の配慮をするようお願いします。